

養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施要領

第1 趣旨

養魚用配合飼料価格の高騰が養殖業者の経営を圧迫していることから、県独自の緊急補填を行うことにより、県内の養殖業者負担を軽減し、経営の安定化を目指す。

第2 事業内容

この事業は、農畜産業振興事業補助金交付要綱に定める区分により実施するものとする。また、実施基準については、別に定めるものとする。

第3 対象者

この事業の緊急補填の対象者は、養殖業（一定の区画において水産動物に給餌を行うことにより、その数量又は重量を増加させ販売を行うこと）を営む者のうち、県内に養殖場を有している者で、令和4年度漁業経営セーフティネット構築事業加入者又は令和5年度漁業経営セーフティネット構築事業加入予定者とする。

第4 事業実施主体（配合飼料価格高騰分補填事業）

1 この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 養殖業者
- (2) 長野県養殖漁業協同組合、佐久養殖漁業協同組合、信州虹鱒養殖漁業協同組合
- (3) 長野県漁業協同組合連合会
- (4) 養殖業者の組織する団体・法人
- (5) (1) から (3) に掲げる者以外の者であって、第1の趣旨を達成するために知事が特に適当と認めた者

2 1の(4)で規定する養殖業者の組織する団体・法人とは、次に掲げる要件を備えていること。

- (1) 養殖業者で構成されていること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 組織及び運営に関する規約が設けられていること。

3 前各項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は補助金の対象としない。

長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するもの。

第5 事業実施主体（配合飼料価格高騰分補填推進事業）

この事業の事業実施主体は、次に掲げる者とする。

- (1) 長野県養殖漁業協同組合、佐久養殖漁業協同組合、信州虹鱒養殖漁業協同組合

(2) 長野県漁業協同組合連合会

第6 事業計画書の作成

1 配合飼料価格高騰分補填事業を実施しようとするものは、配合飼料価格高騰分補填事業実施計画書（様式第1号、以下「計画書」という。）を作成し、地域振興局長に提出しなければならない。

ただし、第4の1の(2)または(3)が事業実施主体となる場合は、養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施計画承認申請書（様式第2号、以下「計画承認申請書」という。）を作成し、長野県知事に提出し、承認を受けるものとする。

2 配合飼料価格高騰分補填推進事業を実施しようとするものは、計画承認申請書を作成し、長野県知事に提出し、承認を得るものとする。

3 計画承認申請書には、養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業実施計画書（様式第3号）を添付するものとする。

第7 補助金の交付申請及び実績報告

1 農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書兼実績報告書には、配合飼料価格高騰分補填事業計画書（実績書）（様式第4号）を添付するものとする。

2 第4の1の(2)または(3)が事業実施主体となる場合は、農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付申請書及び実績報告書には、養魚用配合飼料価格高騰緊急対策事業計画書（実績書）（様式第5号）を添付するものとする。

第8 補助金の交付請求

農畜産業振興事業補助金交付要綱に規定する補助金交付請求書及び補助金概算払い請求書には、口座振替依頼書（様式第7号）を添付するものとする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附則この要領は、令和4年10月14日から適用する。